

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院学生研究
2025 年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 法学研究科 法学政治学専攻		
研究代表者 (2026 年 3 月現在 のものを記入)	在籍課程・学年	氏 名	
	☐ 博士前期課程 年 ☒ 博士後期課程 1 年	内山 紗緒里	
指導教員	所属部局・職名	氏 名	
	法学部・特別専任教授	原田 一明	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ ☐ 社会	個人・共同の別	☐ 個人 ・ 共同 名
研究課題	性売買規制と性的自己決定権をめぐる憲法解釈論の構築 — 女性の人権保障の観点から —		
研究組織 (共同研究者が いる場合のみ、 2026 年 3 月現在 のものを記入)	在籍研究科・専攻・課程・学年	氏 名	
研究期間	2025 年度		
研究経費 (1 円単位)	(支出金額) 199,949 円 / (採択金額) 200,000 円		

研究の概要 (200～300 字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)
当該研究の研究目的を含むこと。 本研究は、性売買規制と性的自己決定権に関する憲法解釈論を構築するために、性売買規制の合憲性が争点となった具体的な事例を取り上げ、日本国内における学説及び判例の到達点を明らかにするものである。 具体的には、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（以下、「AV 新法」という。）の憲法 22 条 1 項適合性が争われた東京地判令和 5 年 9 月 14 日（LEX/DB 文献番号 25596533）を検討対象とし、性売買規制に関する新たな法解釈の方向性を指摘した。 本年度はとくに、AV を制作公表する事業の憲法上の「職業」該当性及び AV 新法をめぐる裁判所の判断の適切性について検討した。
キーワード (研究内容をよく表しているものを 3 項目以内で記入。)
[AV 新法] [性に関する自己決定権] [職業の自由]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

以下の視点を含めて記載のこと。

- ・当該研究は何をどこまで明らかにできたのか(できなかったのか)。
 - ・何をもって研究成果(経過)を達成できた(できなかった)と考えられるのか。
- 自身が設定した研究目的・目標に照らして、その根拠がわかるよう記載のこと。

上記の研究課題において、2025 年度に取り組んだ研究内容は、主として AV を制作公表する事業の憲法上の「職業」該当性及び AV 新法をめぐる裁判所の判断の適切性についての検討である。上記の研究課題において、本年度取り組んだ内容は、女性の人権保障の観点から性売買規制と性的自己決定権をめぐる憲法解釈論を構築する際の、法的課題を分析したものとして位置づけられる。具体的に本年度取り組んだ作業としては、東京地判令和 5 年 9 月 14 日 (LEX/DB 文献番号 25596533) を検討対象とし、AV を制作公表する事業は憲法 22 条 1 項の保護領域に含まれるか、AV 新法は憲法 22 条 1 項に違反するかをめぐる裁判所の判断を分析することである。

研究成果としては、主に以下の 2 点が挙げられる。

- (1) AV を制作公表する事業の憲法上の位置づけの整理
- (2) AV 新法をめぐる裁判例の到達点と課題の明確化

以下に、上記の研究成果について概要を示す。なお、(1)及び(2)の成果として、法学研究科法学政治学専攻の大学院紀要に論稿を掲載した。詳細については後述することとする。

(1) AV を制作公表する事業の憲法上の位置づけの整理

憲法 22 条 1 項は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と定め、「公共の福祉」に反しない範囲における「職業選択の自由」を保障している。

そのため、まずは憲法 22 条 1 項の保護範囲をめぐる学説や判例を検討対象とし、「職業」の定義と「職業選択の自由」の射程について分析した。具体的には、薬事法事件判決(最大判昭和 50 年 4 月 30 日 民集 29 卷 4 号 572 頁)において示された憲法上の「職業」の定義を確認した。また、憲法 22 条 1 項の保護範囲に「営業の自由」や刑法や民法に抵触するような「職業」が含まれるか否かについて、学説上いかなる見解が示されているかを確認した。

そのうえで、AV を制作公表する事業は、憲法上の「職業」の定義に合致するか、刑法や民法に抵触するような「職業」といえるかについて分析した。具体的には、AV を制作公表する事業を行う事業者や個人の数や、AV を制作公表する事業とそれ以外の映像制作物を制作公表する事業との異同に照らし、AV を制作公表する事業が憲法上の「職業」の定義に合致するかを検討した。また、AV 新法の審議過程における国会答弁や AV 制作の実態に照らし、AV を制作公表する事業が刑法や民法に抵触するような「職業」といえるかを検討した。

以上の分析を行い、AV を制作公表する事業の憲法上の「職業」該当性を明らかにし、AV を制作公表する事業の憲法上の位置づけを整理できたことは、本年度の研究成果であるといえる。

(2) AV 新法をめぐる裁判例の到達点と課題の明確化

「職業選択の自由」に対する制限の憲法適合性を判断するにあたっては、「比較衡量論」を前提に「立法裁量論」を承認したうえで、「目的・手段審査」による裁量統制が行われることとなる。その際、立法裁量の範囲や「審査密度」は、制限態様、制限の重大性、制限目的の具体的検討を通じて決定することが判例法理とされている。

そのため、まずは憲法 22 条 1 項の違憲性阻却事由をめぐる学説を検討対象とし、規制目的及び規制手段と違憲審査基準及び審査密度との関係について分析した。具体的には、規制目的は「消極目的規制」と「積極目的規制」に大別されるが、その違憲審査基準に及ぼす影響について、学説上いかなる見解が示されているかを確認した。また、「職業選択の自由」の制限態様は(狭義の)「職業選択の自由」に対する制限と「職業遂行の自由」に対する制限に大別されるが、その「審査密度」に及ぼす影響について、学説上いかなる見解が示されているかを確認した。

そのうえで、本判決においては、どのような違憲審査基準が定立されているか、定立した違憲審査基準がどのように適用されているかについて分析した。具体的には、本判決と薬事法事件判決とを対比し、裁判所がどのような基準で AV 新法の憲法適合性を判断したかを分析するとともに、同法の AV を制作公表する事業に及ぼす影響に照らし、当該判断が適切であるといえるかを検討した。また、憲法上の「自己決定権」や「契約の自由」をめぐる学説や判例にも触れつつ、裁判所が AV 新法の規制目的及び規制手段をいかなる理由で正当化したかを分析するとともに、AV への出演者と AV の制作公表を行う事業者の関係性に照らし、当該判断が適切であるといえるかを検討した。

以上の分析を行い、AV 新法をめぐる本判決の判断の適切性を明らかにし、AV 新法をめぐる裁判例の到達点と課題を明確化できたことは、本年度の研究成果であるといえる。

研究成果の概要 (つづき)

(1)及び(2)の成果として、論稿(判例研究)を執筆

(1)及び(2)の成果として、「AV への出演契約及び制作公表に関する規制の合憲性」と題した論稿(判例研究)を執筆した。同稿は、法学研究科法学政治学専攻の大学院紀要である『立教大学大学院法学研究』第 55 号へ掲載されている。以下に、その内容について概略する。

- ・ AV を制作公表する事業の「職業」該当性

まず、薬事法事件判決において、憲法上の「職業」とは、「人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、」「社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、」「個人の人格的価値とも不可分の関連を有するもの」であると定義されていることを確認した。また、学説において、憲法 22 条 1 項の保護範囲には、「職業の開始・継続・廃止の自由」「職業活動の自由」のほか、「営業の自由」も含むとされているが、刑法や民法に抵触するような「公共の福祉」に明らかに反する「職業」は含まないとされていることを確認した。

次に、AV を制作公表する事業は、現に多数の事業者や個人が同事業により生計を立てていることに照らし、「人が自己の生計を維持するためにする継続的活動である」という憲法上の「職業」の定義に合致すると分析した。また、同事業とそれ以外の映像制作物を制作公表する事業との間では、出演者が「演技」を行い、その様子をカメラマンが撮影し、音響スタッフが録音すること、それらのデータを映像スタッフが編集し、公表するという業務により対価を得ている点で相違はない。そのため、「社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、」「個人の人格的価値とも不可分の関連を有する」という憲法上の「職業」の定義に合致すると分析した。

最後に、AV を制作公表する事業は、AV 新法の審議過程において、同事業それ自体が原則として合法であることを前提に、違法行為を含む場合には出演契約が無効になるという趣旨の国会答弁が行われていることに照らし、必ずしも公序良俗(民法 90 条)に反する「職業」とはいえないと分析した。また、同事業は、AV の出演契約時に出演者が特定の相手を指名することも可能であるとされていることや、AV の撮影時に真に「性交」が行われているとは限らないことに照らし、必ずしも売春の禁止(売春防止法 3 条)に抵触するとはいえないと分析した。

- ・ AV 新法をめぐる本判決の判断の適切性

まず、かつての学説においては、「消極目的規制」の場合に「厳格な合理性」の基準、「積極目的規制」の場合に「明白の原則」によって憲法適合性を審査する「規制目的二分論」が判例法理とされていたが、現在はあくまで目安の問題に過ぎないとされていることを確認した。また、学説において、制限の重大性は、「職業遂行の自由」の制限、狭義の「職業選択の自由」の主観的制限、狭義の「職業選択の自由」の客観的制限の順に要求される正当化の「審査密度」が高まるとされているが、「職業遂行の自由」に対する制限によって当該「職業の開始・継続・廃止」自体がほぼ不可能となる場合もあるため、実質的な規制強度をみる必要があるとされていることを確認した。

次に、本判決は、AV 新法の憲法適合性を「慎重に」決定すべきであると判示しつつ、「厳格な合理性」の基準を定立すべきであるという弁護人の主張を否定したことに照らし、同法の憲法適合性を一定程度厳格に審査すべきであるとの立場をとる一方で、薬事法事件判決に準ずる厳格な審査までは必要ないと判断したものと分析した。また、同法は、1 条において「出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護すること」を目的として掲げていることに照らし、「消極目的規制」であるといえる。そして、同法は、AV の撮影中止や公表中止のリスクを高め、AV を制作公表する事業を行う事業者それに伴う莫大なコストを負わせるおそれがあることに照らし、狭義の「職業選択の自由」に対する過度な制限となりうる。そのため、本判決が同法の憲法適合性を一定程度厳格に審査すべきであるとの立場をとったことは評価できる一方で、薬事法事件判決に準ずる厳格な審査までは必要ないと判断したことは妥当性を欠くとの見解を示した。

最後に、本判決は、AV を制作公表する事業者が一定の義務を履行することで出演者の「性に関する自己決定権」の行使が可能となること、同事業者と出演者の間に力の不均衡があることを前提に、「出演者の性に関する自己決定権を保障する」という AV 新法の規制目的は「公共の福祉」に合致し、同事業者に一定の義務を課するという規制手段には必要性、合理性が認められると判断したものと分析した。また、出演者の実質的な同意がない状況で AV を制作公表すれば、出演者の人権を侵害するおそれがある一方で、こうした同意がある場合にまで公権力が介入すれば、かえって出演者の性的自己決定権を否定することになるおそれがある。そして、同事業者と出演者の間に力の不均衡がある場合は、出演者の意に反して AV への出演契約が締結されるおそれがあるものの、出演者の人権に適正に配慮した「適正 AV」の制作公表においてはこうした事案がほとんど発生していない。そのため、同法の規制目的は「公共の福祉」に合致すると判断したことは評価できる一方で、同事業者に対して「一律に」一定の義務を課するという規制手段には必要性、合理性が認められると判断したことは妥当性を欠くとの見解を示した。

※この(様式 2)に記入の成果の公開を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて研究成果報告書提出フォームより提出してください (紙媒体等、研究成果報告書提出フォームから提出できない場合は、別途リサーチ・イニシアティブセンターへ提出してください)。

①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)

②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)

③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)

④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

※修士論文・博士論文は含みません。

①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)

内山紗緒里「AV への出演契約及び制作公表に関する規制の合憲性」『立教大学大学院法学研究』第 55 号 2026 年 1-20 頁。